

小田原市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき指定管理施設監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 26 日

小田原市監査委員	近	藤	正	道
小田原市監査委員	山	崎	佐	俊
小田原市監査委員	神	戸	秀	典

令和 7 年度指定管理施設監査の結果に関する報告書

第 1 監査の基準

本監査は小田原市監査基準（令和 2 年小田原市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定による監査

第 3 監査の対象

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行
- 3 施設の管理及び運営

（令和 6 年度執行分を対象とするが、市の指定事務は令和 3 年度以後のもの、現金管理は監査実施期間のもの、施設の管理及び運営は令和 5 年度及び 7 年度を含む。）

対 象 施 設	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ（中曽根 263 番地） 小田原テニスガーデン（蓮正寺 83 番地の 1） 城山陸上競技場（城山二丁目 29 番 1 号） 小峰庭球場（城山三丁目 20 番 22 号）
所 管 課	スポーツ課
指定管理者	小田原スポーツ・文化運営企業体

第 4 監査の目的

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行が法令に適合し、かつ、正確であるか
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行が当該施設の指定管理の目的に沿って行われているか
- 3 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、施設の特性、委託する事務の内容を踏まえて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	着眼点
1	指定管理に関する手続が適正に行われないリスク	[所管課] ・ 指定管理者の指定手続は適正か ・ 協定書の内容は適正か ・ 利用料金決定の手続は適正か
2	施設の目的が達せられないリスク	[指定管理者・所管課] ・ 利用状況や事業内容は施設の設置目的どおりか
3	利用者の安全が確保されないリスク	[指定管理者] ・ 利用者の安全が確保されているか [所管課] ・ 監督体制がとられているか [指定管理者・所管課] ・ 災害時の避難場所等としての体制が整っているか
4	個人情報 that 適正に管理されないリスク	[指定管理者] ・ 個人情報は適正に取り扱われているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか
5	施設目的・指定目的に沿った経理・契約がされないリスク	[指定管理者] ・ 施設の管理に係る経理はその他の業務に係る経理と区分されているか ・ 利用料金の取扱い、会計処理は適正か [所管課] ・ 指定管理料の支出事務は適正か ・ 監督責任を果たしているか [指定管理者・所管課] ・ 第三者へ再委託している場合、内容・手続は適正か
6	指定管理者による管理・運営のメリットが発揮されないリスク	[指定管理者] ・ 利用者等の声を把握し、生かされているか ・ 民間事業者の創意工夫が発揮され、良質な公共サービスの提供がもたらされているか [指定管理者・所管課] ・ 利用料金制のメリットがもたらされているか

7	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	[指定管理者・所管課] ・協定書等に定める報告・評価を行っているか [所管課] ・報告されたものを評価し、事業の見直しや改善を行っているか
---	--------------------------------	--

第6 監査の実施内容

指定管理施設に関する決裁文書、協定書、事業計画書、事業報告書、収支決算書、帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、市関係職員及び指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行った。

第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行は重要な点において法令に適合し、正確であり、また、指定管理者の出納その他の事務の執行は重要な点において当該施設の指定管理の目的に沿って行われていると認められた。

[除外事項]

(1) 災害時の避難場所としての体制について

小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ（以下「小田原アリーナ」という。）は、「小田原市地域防災計画」において、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）等に指定されるとともに、災害の状況に応じて帰宅困難者の避難場所として開設することとなっている。

基本協定において、災害発生時に避難者、帰宅困難者等の受入要請があった場合は、最大限の協力を行うこととされているが、市は、帰宅困難者の避難場所として開設する場合の具体的な対応について定めていなかった。

災害時に迅速に対応できるよう、市は具体的な対応を定め、指定管理者と共有しておく必要がある。

(2) 個人情報の管理体制について

小田原アリーナにおいて、個人情報に記載された書類が適正な場所に保管され

ていなかった。また、市は、指定管理者の個人情報管理体制を把握していたが、適正に運用されているかの確認を行っていなかった。個人情報の管理は、市民に重大な影響を及ぼす事項であるため、適正に取り扱う必要がある。

(3) 区分経理について

小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定により、指定管理者は、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分しなければならない。

指定管理者から提出された帳簿を閲覧したところ、施設の管理運営とは直接関係がないと思われる支出があった。また、決算報告書の損益計算書において、指定施設の管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理との区分に適切でないと思われる処理が見受けられた。

基本協定書第23条第1項の規定に基づき、市は、指定管理者に対して経理の状況に関し報告を求め、調査し、必要な指示をすべきである。

(4) 事業報告及び指定管理施設評価について

指定管理者は、令和5年度及び令和6年度の事業報告書のうち、管理に係る経費の収支状況に関する書類を提出していなかった。

また、市は、指定管理者の管理運営に関する収支決算書が全て提出されていないことを理由として、指定管理者施設評価シートにより行う評価を令和7年9月30日時点で実施していなかった。

収支決算は、施設の指定管理の在り方や指定管理料の算出に当たっての基礎となる情報であり、基本協定書に、毎事業年度終了後30日以内に財務書類を提出しなければならないとされている。年度協定書に、書類の提出期限を延長することができる旨の規定はあるが、市は特段の事情がない限り、期日までに収支決算書の提出を受けるべきである。その上で、施設の管理運営の状況や指定管理者制度の導入による効果を自己点検し、その結果を適切な管理運営や利用者サービスの向上に反映させるため、原則として事業報告書の受領後30日以内に評価を実施しなければならない。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認め

られたので、以下に記載する。

(1) 経理事務の分担について

指定管理施設の経理事務は複数の職員により行われていたが、物品購入における発注と納品検収を同一の職員が担当していた。横領等の不正を招く原因ともなりかねないことから、これらはそれぞれ別の職員が担当することが望ましく、市は、不正防止策の確認を十分に行う必要がある。

2 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおりであり、改善を要するものとして指摘すべき事項は認められなかった。

利用者ニーズの把握に努め、多種多様な自主事業を展開すること等により、施設の利用促進が図られていると思われる。

市と指定管理者が十分に連携し、利用者の意見・要望への対応や適切な施設の維持管理が行われ、更なる事業展開や利用者サービスの向上につながることを期待する。